

# 汚染土壌の処理施設までの流れ

(抜粋：平成 28 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染状況調査・対策事例等に関する調査結果、平成 30 年 4 月、環境省)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html> (環境省ホームページ)

## 2) 汚染土壌の処理施設までの流れ

法対象土壌及び法対象外土壌それぞれの処理施設までの流れを示す。法対象土壌約 164 万トンの処理先としては、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 68 万トン（42%）、分別等処理施設約 59 万トン（36%）、セメント製造施設約 22 万トン（13%）の順に多かった。

法対象外土壌約 286 万トンの処理先としては、分別等処理施設約 125 万トン（44%）、セメント製造施設約 73 万トン（26%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 69 万トン（24%）の順に多かった。

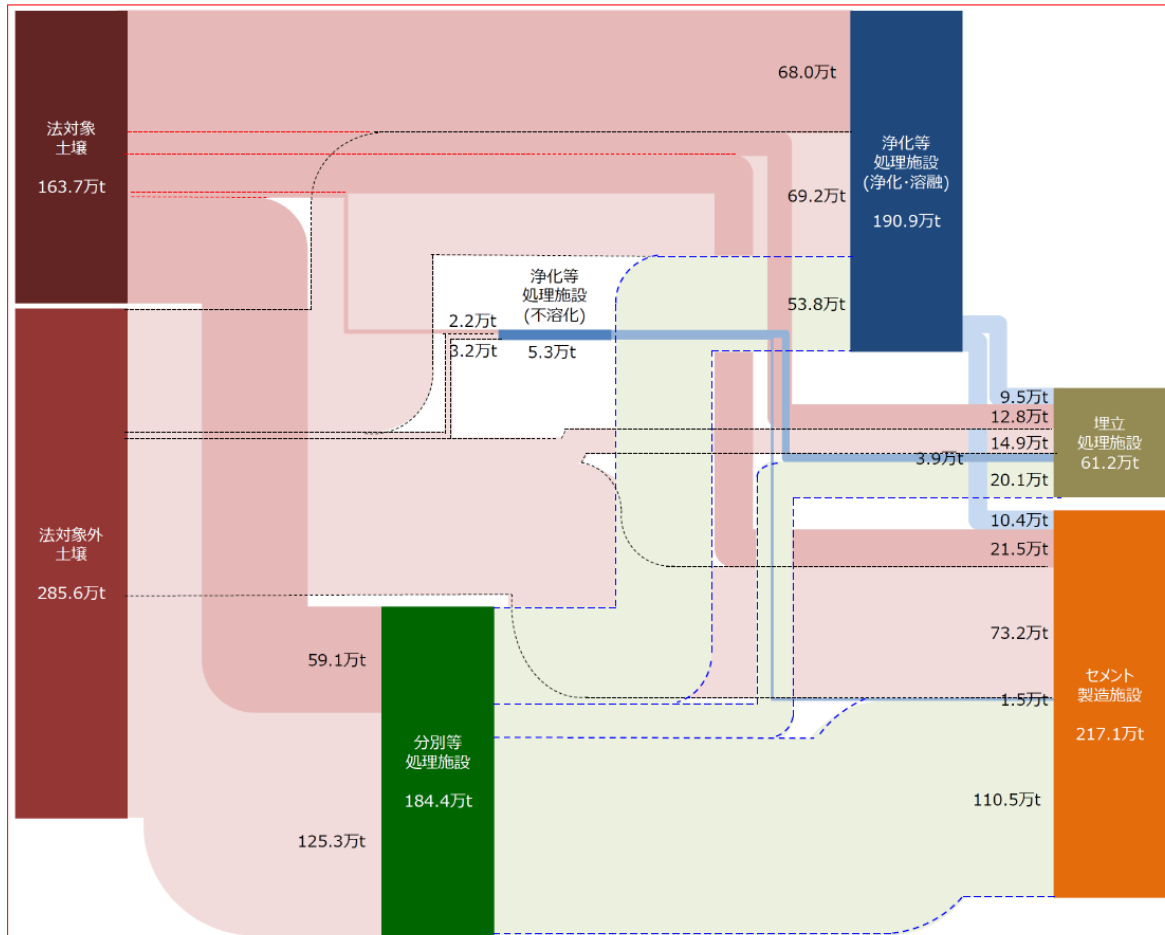


図 4-2 法対象土壌及び法対象外土壌それぞれの処理施設までの流れ (平成 28 年度)